

平成26年北秋田市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成26年9月8日(月)午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(31名)

1番 三浦剛	3番 近藤利紀	4番 金俊英
5番 長岐正	6番 三沢博隆	7番 土濃塚謙一郎
8番 佐藤篤史	9番 杉渕渉	10番 佐藤利子
11番 藤島孝雄	12番 篠内豊	13番 佐藤清一
14番 松橋利彦	15番 湊広	16番 佐藤茂延
18番 加藤隆悦	19番 小野安則	21番 畠山正敏
22番 木村正彦	23番 太田兵一	25番 柴田英一
26番 畠山隆生	27番 佐藤哲也	29番 若松一幸
30番 松浦義春	32番 齋藤富美雄	33番 伊東誠子
35番 檜岡悦子	36番 嘉成久雄	37番 三沢定幸
38番 後藤久美		

4. 欠席委員(7名)

2番 長崎成人	17番 金田悦子	20番 宮腰文義
24番 柴田隆一	28番 米澤一	31番 布田久人
34番 藤岡茂憲		

5. 欠員(0名)

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第3	議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第38号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第5	議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第6	議案第40号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第7	議案第41号	北秋田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に

対する意見について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 佐 藤 修 主査 鈴 木 潤

8. 議事録署名委員

5 番 長 岐 正 6 番 三 沢 博 隆

9. 会議の概要

事務局	ご苦勞様です。只今より平成26年北秋田市農業委員会第10回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ (省略)
議 長	9月の定例総会を開催したいと思います。はじめに出席状況から報告いたします。委員38名中、欠席届が出されておりますのが、2番長崎成人委員・17番金田悦子委員・20番宮腰文義委員・24番柴田隆一委員・28番米澤一委員・31番布田久人委員・34番藤岡茂憲委員の7名であります。38名中31名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第10回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。5番長岐正委員、6番三沢博隆委員のご両名にお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 会務報告でありますのでご了承願います。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 報告第2号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようでありますので、次に「議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明しました1件につきましては、別添調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

議 長 議案第37号について事務局より説明して頂きました。現地調査して頂いた委員さんからも説明願いたいと思います。受付番号1番について議席番号9番の杉渕渉委員さんから説明お願いいたします。

9番 9番杉渕です。報告させていただきます。調査月日は8月27日で調査員は事務局より長岐局長・佐藤副主幹・鈴木主査で委員からは6番三沢博隆委員・8番佐藤篤史委員・10番佐藤利子委員と私の7人で見てきました。位置図は6ページから8ページです。米内沢から阿仁方面へ向かいまして吉田地区の右側の上にある農地でした。皆さんご存知のとおり圃場整備が入っており工事中でありましたが、完了すれば区画も大きく整備されるとのことで問題ないと見てきました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。議案第37号について、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。議案第37号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第38号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第38号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、農地区分については、第2種農地と考えます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。「議案第38号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これについても現地調査をして頂いた委員さんからご説明願いたいと思います。議席番号10番佐藤利子委員さんからお願いいたします。

10番 10番佐藤です。調査内容を報告いたします。調査員・日時は同じで省略いたします。受付番号1番について説明いたします。位置図の10ページから13ページを見てください。場所は105号線から小猿部川の上流・明利又方面に向かった三ノ渡と黒森の中間であります。市道に隣接しており境界にはビニールテープを張り杉が植林されておりました。昔は畑として耕作していたということでありましたが、その面影はまったくありませんでした。申請者のOTさんは三ノ渡に住んでいましたが、15年前に引越した際に管理できないため杉を植林したとのことです。周りも山林で畑として管理す

ることは困難と見てきました。今回、山林として売買するという事で転用申請したということです。皆さんのご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。議案第38号につきまして、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第38号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。次に「議案第39号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第39号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 ありがとうございます。「議案第39号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これについても現地調査をして頂いた委員さんからご説明願いたいと思います。議席番号10番佐藤利子委員さんからお願いいたします。

10番 10番佐藤です。調査員・日時は同じで省略いたします。位置図15ページから18ページです。16ページを見てください。大町・川戸沼線を南に進んで遠藤クリニックの信号を右に曲がり50mくらい進んだところす。宅地造成するために有償移転するとのことですが、周囲は住宅が建っており都市計画区域の中で、この場所は用途指定区域となっていますが、詳しいこと

は事務局に聞いてください。譲受人の（有）Gさんは宅地造成して分譲する計画で位置図の17ページを見てください。図面のとおり3区画で分譲する計画であります。なお周囲の境界杭もしっかりしており、周りに迷惑等ならないと見てきました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第38号につきまして、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

7番 7番土濃塚です。面積866㎡を650万円というのは田として適正な価格なのでしょうか

事務局 農地としての売買ではなく、5条申請のため売買と同時に転用となりますので宅地価格となっております。

議長 その他、ご質問ご意見等何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第39号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

議長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第40号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第40号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 「議案第40号」につきまして、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

5 番 5番長岐です。受付番号1番の賃借料2万7千円となっておりますが、土地改良区の水利費・基盤整備の賦課金等含んだ料金設定になっている場合もあると思いますがどうですか。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 基盤強化促進法の賃借料というのは、あくまで田の賃借料のみとして設定しております。以上です。

議 長 2万7千円というのは上限のような感じがします。2万7千円で高いということも言えない。5千円ではどうなのか。安すぎてだめとも言えない。場所によっては5千円も3千円もありますが、今のところ2万7千円が上限かなと思っております。鷹巣のこの地区は条件が良いため2万7千円が結構あります。

議 長 その他何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第40号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第41号北秋田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第41号北秋田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」議案書により説明。
(詳細省略)

議長 「議案第41号」につきまして、事務局の説明が終わりました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

16番 16番佐藤です。この構想の見直しに事務局も入っておりますか。

事務局 今回の構想に関する意見聴取(案)については、農業委員会は参加しておりませんが、総会において審議された意見を添付して提出することとなっております。

16番 内容の中で、大きく変わったところがあれば説明願いたいのですが、この内容のとおり字句のみの見直しであれば問題ないと思います。

事務局 今回の見直しは、農地中間管理機構設置に伴う記載事項の追加等を行ったものであります。

議長 その他、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第41号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成26年第10回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。